

【要保存】 災害発生時における対応について

横浜市教育委員会では、東日本大震災を受けて学校防災計画を見直し改訂を行いました。本校ではその内容を受け、「災害時発生における対応」を作成いたしました。生徒の生命と安全保護のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、災害発生時に備え、ご家庭での対策を日頃から話し合いいただけますようお願い申し上げます。

《主な注意点》

- ① 災害発生時の場面を【風水害時】、【地震時】、【土砂災害時】の3つに分けました。
 - ② 【風水害時】の「登校中・登校後」の警報発令は、「下校させる場合もある」とします。
 - ③ 【地震時】の「大規模地震発生時」には、「生徒の預かり、引き取り」とします。
 - ④ 【土砂災害時】の「発生時」には、「下校させる場合もある」「生徒の預かり、引き取り」とします。
- ※ その他、詳細はよくお読みください。

【風水害時】

横浜市内、神奈川県全域または神奈川県東部の警報に関する情報は下記アドレスに接続しご確認ください。

●横浜市水防災情報のページ(注意報・警報をご確認ください)

<http://mizubousaiyokohama.jp/>

携帯用サイト：<http://www.bousai-mail.jp/yokohama>

午前6時の段階

「暴風警報」「大雪警報」
「暴風雪警報」
「特別警報」「降灰警報」

発表継続中

「暴風警報」を
伴わない
「大雨警報」「洪水警報」
発表継続中

臨時休校

■生徒の安全確保のため、臨時休校となります。

※学校からの連絡はありません。

家庭の判断で登校

■安全を確かめた上で家庭の判断で登校します。

※学校からの連絡はありません。

※欠席される時は、学校に連絡をお願いします。

登校中・登校後に「警報」が発令されたとき

天候の様子をみて学校で判断

■生徒の安全確保を第一に考え、状況を判断し、授業時間の繰り上げ等を行い、下校させる場合もあります。

※繰り上げ等の下校時はメール配信の予定です。

【地震時】

地震発生

大規模地震発生時

市域のいずれかで震度5強以上の地震が観測されたとき

※市内のどこか1地点でも震度5強が観測されれば、大規模地震発生となります。

生徒の預かり、引き取り

■原則、直ちに授業を打ち切り、保護者（代理人）が学校に引き取りに来るまで、生徒を学校で預かることとします。
※学校からの連絡はありません。

大規模地震にあたらぬ地震発生時

市域のいずれかで震度5弱以下の地震が観測されたとき

様子を見て、学校で判断

■生徒の安全確保を第一に考え、状況を判断し、授業時間の繰り上げを行い、下校させる場合もあります。
※繰り上げ等の下校時はメール配信の予定です。

「南海トラフ地震に関連する情報」発表時

【通学中・在宅中】

【在校時】

通常通り

■状況により、教育委員会から「全市一斉休校」の指示があった場合、臨時休校となります。

【土砂災害時】

天候の様子を見て学校で判断

■生徒の安全確保を第一に考え、状況を判断し、授業時間の繰り上げ等を行い、下校させる場合もあります。学校留め置きを判断をしたときは、保護者（代理人）が学校に引き取りに来るまで、生徒を学校で預かることとします。
※繰り上げ等の下校時及び学校留め置き時はメール配信の予定です。

【要保存・要提出】緊急時の生徒の引き取りについて

「災害発生時における対応について」でお知らせしたように、生徒登校後に「大規模地震発生時」には、原則、保護者（代理人）が学校に引き取りに来るまで、生徒を学校で預かることになります。そこで、次のように「生徒の引き取り」を行いますので、ご協力をお願いいたします。また、【生徒引き取りカード】のご提出をお願いいたします。

①どんな場面で引き取りをするの？

【登校後、生徒が学校にいるときにー】

- ①「大規模地震発生時」
市域のいずれかで震度5強以上の地震が観測されたとき
（市内のどこか1地点でも震度5強が観測されれば大規模地震発生とする）
- ②「土砂災害発生時」（状況によって）
- ③「その他」・学校長が生徒の安全を考え、引き取りが必要だと判断したとき

②誰が引き取りに来るの？

- ①保護者…父母、その他の保護者、同居の家族（成人）も保護者とします。
- ②代理人…可能な限りで構いません。代理人をお願いする場合は、次の「③代理人にはだれがなれるの？」をよくお読みください。

③代理人にはだれがなれるの？

- ◎事前に、保護者の方が、生徒の引き取りについて依頼をされ、同意をいただいた成人の方です。
- ①大規模地震発生時等、災害時に保護者や同居の家族に代わり引き取っていただきます
 - ②依頼する方も、同意する方も、災害時の状況を考慮して、「依頼」または「同意」してください。
 - ③また、生徒には誰が代理人かを事前に必ず知らせてください。

④引き取りの流れは？

- ①「大規模地震発生時」または「土砂災害発生時」。
- ②保護者または代理人の方が、中学校へ引き取りに来ます。
- ③原則、教室、体育館等で、担任（副担任）に、「だれが（生徒との関係）」「だれを引き取りに来たのか」をきちんと伝え、生徒を引き取ります。

【重要】

- ※原則、保護者の方に引き渡しをします。
- ※但し、「代理人」が「引き取りカード」に書かれているときは、その方が先に来校された場合は「代理人」に引き渡します。
- ※保護者の方がご自分で引き取りたいときは、事前に学校にその旨（例：後から保護者が来るので、「代理人」に渡さず生徒を待たせてほしい等）連絡を入れてください。
- ※連絡がないときは、原則、カードに書かれている方の中で1番最初に来校された方に引き渡します。

引き取りカードの書き方

- ①【保護者保管用】【学校提出用】と上下同じ内容をご記入の上、【学校提出用】をご提出ください。
- ②「A 保護者」は必ずご記入ください（3人すべて記入しなくても可）。
父母、その他の保護者、同居の家族(成人)も「保護者」とします。
「B 代理人」は可能な限りでご記入ください。（1人でも可）
- ③「代理人」を依頼するときは「大規模地震発生時等、災害時に保護者に代わり引き取っていただくこと」をしっかりお話ししていただき、ご同意をいただいた上で、カードにご記入ください。

提出期限：令和8年4月10日（金）各担任まで
学校提出用を提出してください。

